

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年4月9日

【会社名】 アキナジスタ株式会社

【英訳名】 Akinasista Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大林 浩

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南三丁目8番11号飛栄九段ビル

【電話番号】 03-3263-4666

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 大崎 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南三丁目8番11号飛栄九段ビル

【電話番号】 03-3263-4666

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 大崎 隆

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (第9回新株予約権証券)

その他の者に対する割当	1,456,720円
-------------	------------

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

64,807,360円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人 札幌証券取引所

(北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	1,112個（新株予約権1個につき10株）
発行価額の総額	1,456,720円
発行価格	新株予約権1個につき1,310円（新株予約権の目的である株式1株当たり131円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年4月25日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	アキナジスタ株式会社 経営管理部 東京都千代田区九段南三丁目8番11号飛栄九段ビル
払込期日	平成24年4月25日（水）
割当日	平成24年4月25日（水）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 神谷町支店

- （注）1．第9回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成24年4月9日（月）開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	アキナジスタ株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株制度を採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式11,120株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は新株予約権1個10株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、5,697円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第（４）号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第（４）号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。

但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日。）に先立つ30取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所アンビシャス市場（取引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む、以下「アンビシャス市場」という。）金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>64,807,360円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>本新株予約権の行使期間は本新株予約権の払込日より5年間とする。ただし、当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。また、「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に掲げる組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>アキナジスタ株式会社 経営管理部又は当社が本新株予約権者に通知又は公告した場所 東京都千代田区九段南三丁目8番11号飛栄九段ビル</p>

	<p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 神谷町支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の1個当たりの一部行使はできない。
新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本予約権の割当日から5カ月を経過した日以降、当取締役会が定める取得日の20営業日前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり払込価額の2倍額にて残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

行使要請	<p>(1)当社は、札幌証券取引所アンビシャス市場（取引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。以下「アンビシャス市場」という。）における当社の普通株式の普通取引の5連続取引日（終値のない日を除く。）の出来高加重平均価額の平均値が、本新株予約権の行使価額に150%を乗じた金額を上回る場合に、本新株予約権の個数を指定した上で、本新株予約権の行使要請（以下「行使要請」という。）を行うことができる。但し、当社が同時に行使要請できる本新株予約権の個数は、当該行使要請を行おうとする日の直前のアンビシャス市場における取引日における当社普通株式の出来高の20%に相当する数を上限とする。</p> <p>(2)買受人は、前項に規定する行使要請を受けた場合、当該日の翌日から起算して、15取引日目の日までの期間（以下「行使要請期間」という。）内に、当社より指定された個数の本新株予約権の行使を行うものとする。</p> <p>(3)当社は、行使要請期間の終了する日又は当該行使要請により指定された個数の本新株予約権が全て行使される日の、いずれか早い日までの期間は、新たな行使請求を行うことができない。また、当社は、当社又は当社の子会社に関して、未公表の重要事実が存在する場合には、行使要請を行うことができない。</p>
------	--

（注）1．本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求日に発生する。

2．本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

3．その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
64,807,360	2,100,000	62,707,360

（注）1．払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額1,456,720円に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額63,350,640円を合算した金額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．発行諸費用の概算額の内訳

- a．新株予約権に関わる評価料 1,100,000円
株式会社クリアコンサルティング

東京都中央区 代表取締役 森田 修

b. 登記その他費用 1,000,000円

4. 本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額	支出予定時期
アドネットワークシステム（注2） 改良費用	10百万円	平成24年4月～平成25年3月
アドネットワークシステムサーバー増強 費用	5百万円	平成24年4月～平成25年3月
買掛代金、人件費、その他経費の支払資金	47百万円	平成24年7月～平成25年3月

(注) 1. 調達する資金は、上記～に使用する予定であります。なお支出予定時期については、本新株予約権行使による払込が行われ次第、当社の資金繰りの状況に応じて順次使用していく予定であり、機動的な使用を可能とする為、当面は主に短期性預金にて運用して参ります。

2. アドネットワークシステムとは、複数の提携メディア（サイト）の広告枠を一括して広告主へ販売、広告を配信するシステムのこと。多数のアクセスを集めるサイトをネットワーク化することで広告媒体としての価値を高めることができ、広告主にとっても、一つのアドネットワークに広告を発注するだけで多数のサイトに広告を配信できるというメリットがあります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本新株予約権の発行の他、投資資金および運転資金の確保のため、平成24年4月9日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行を決議しております。本新株式の発行の内容は以下の通りです。

新株式の概要

(1) 払込期日	平成24年4月25日
(2) 発行新株式数	当社普通株式11,122株
(3) 発行価額	1株につき金5,697円
(4) 調達資金の額	金63,362,034円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 FC2 Investment, LLC 11,122株
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要（平成24年2月29日現在）	
名称	FC2 Investment, LLC
本店の所在地	101 Convention Center Dr., Seventh Floor Las Vegas, NV 89109
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	野田基雄
資本金	US \$ 100,000
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	高橋理洋 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、資金収支の改善、資本の充実及び財務面の健全性を向上させるため、証券会社やコンサルタント他のアドバイザーからの提案や様々な資金調達方法を検討しました。その中で、当社は平成23年1月より、本割当予定先の大株主である高橋理洋氏が別途出資する米国法人FC2, inc.（ 1 ）の運営する「FC2ブログ」等のメディア広告枠の取り扱いを行っており、その後継続的な取引関係が続く中、当社代表取締役社長大林浩（以下、社長）と高橋理洋氏も知己の関係となり、本割当予定先との資金調達についても約1年の間、慎重な検討及び交渉を重ねた結果、今回、割当予定先として選定することとなりました。また、FC2, inc.の運営する「FC2ブログ」はAlexa（ 2 ）による国内ネット視聴率ランキング及びネットレイティングスブランド別アクセス数において国内第3位のアクセスを誇るサービスとなっており、第三者割当増資（以下「本第三者割当」）の払込が完了することにより、今後の同社との間における事業面での連携も検討しております。

また本第三者割当の払込が完了することにより、本割当予定先（FC2 Investment, LLC）は当社の親会社となり、同社又は同社の関係者より役員1名の派遣が予定されておりますが、本割当予定先の大株主である高橋理洋氏、及び同氏が別途出資するFC2, inc.においても、当社と同じインターネット業界に属してはいるものの、当社の主要事業であるアドネットワークシステム（ 3 ）の運営は行っておらず、あくまで派遣の目的は経営状況の確認であり、経営に関しては当社の現経営陣を中心に引き続き独立して運営を行っていく方針であります。

なお、FC2 Investment, LLCについては、本第三者割当の為、及び有価証券投資管理の利便性を目的として設立されている事を確認しており、高橋理洋氏の出資比率が100%であることも踏まえ、同氏個人と一体であると捉えており、前述の理由により今回の割当先として最善であるとの決定に至りました。

1. FC2, inc.の概要

- ・所在地：101 Convention Center Dr, Suite 700 Las Vegas, NV
- ・設立年月日：1999年7月20日
- ・代表者：Lance Wolff Kerness
- ・事業の内容：以下のサービスを有するプラットフォームビジネス
ブログ
ウェブホスティング（レンタルサーバー）、ドメイン取得
E-commerceツール（ショッピングカード等）
SEO、アクセス解析等の分析ツール
モバイルアプリケーション
（会員数：1,500万人、月間ページビュー：100億超）

2. Alexaとは、全世界のWebサイトの訪問状況を調べ、訪問者数の多いページのランキングを行っている米Alexa Internet, Inc.の運営するインターネットサービス

3. アドネットワークシステムとは、複数の提携メディア（サイト）の広告枠を一括して広告主へ販売、広告を配信するシステムのこと。多数のアクセスを集めるサイトをネットワーク化することで広告媒体としての価値を高めることができ、広告主にとっても、一つのアドネットワークに広告を発注するだけで多数のサイトに広告を配信できるというメリットがあります。

d．割り当てようとする株式の数

FC2 Investment, LLCに割当てする予定の本新株予約権の目的である株式の総数は11,120株であります。

e．株券等の保有方針

当社は、割当先による第三者割当増資の引受が、当社との関係を強化し相互に発展する事を目的とし中長期的に保有を継続する方針である旨を書面にて、加えて当社と良好な関係においては売却することを意図してはいない旨を、口頭にて確認しております。

なお、証券会員制法人札幌証券取引所の第三者割当規則の定めに基づき、本割当先より、2年以内の募集株式の譲渡時における同取引所への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項に対する確約を得ております。

f．払込みに要する資金等の状況

第三者割当増資による新株予約権行使時の払込みに要する資金につきましては、前述の高橋理洋氏には相応の収入があり新株予約権の行使に当たっても十分な資金を有していることを収入証明書及び預金通帳によって、また本年3月中旬には、当社代表者が米国の高橋理洋氏の自宅を訪問、相応の財産を有する旨、新株予約権の行使を確実に実行する旨を確認しております。

また、本件につき高橋理洋氏の代理権を有する弁護士川村一博氏（二重橋法律事務所）からも、新株予約権の行使にあたり十分な資金を有すること、当該資金の健全性につき問題無いこと、及び新株予約権の行使を確実に実行することを確認した旨の書面を入手しております。

よって、当社は今回の第三者割当増資による新株式発行の払込みに確実性があるものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社では反社会的勢力との関係について、日経テレコン及びgoogle等を使用したWeb検索における社内独自調査、かつ第三者の調査機関（株式会社ディー・クエスト、東京都中央区、代表取締役 脇山太助）への調査委託を行っており、割当先、割当先の役員及び株主、及び当該株主が出資する他の会社（FC2, inc.）及び当該会社の役員が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を証券会員制法人札幌証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるFC2 Investment, LLCが、本件新株予約権証券を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先と合意した諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、独立した第三者評価機関（株式会社クリアコンサルティング、東京都千代田区、代表取締役 森田修）による算定結果により、第9回新株予約権の1個当たりの払込金額を1,310円（1株当たり131円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直近日の終値（平成24年4月5日）の証券会員制法人札幌証券取引所アンビシャスにおける普通取引の終値に、0.9を乗じて1株5,697円に決定いたしました。

本新株予約権の発行価額においては、基準とする当社株価6,990円（平成24年3月19日の終値）、権利行使価額6,291円（平成24年3月19日の終値×90%）、ボラティリティ66.721%、（上場から平成24年3月19日までの週次株価変動率から算定した週次ボラティリティを年率換算して使用）、権利行使期間5年、割引率0.350%（平成24年3月19日時点の第103回中期国債（平成29年3月20日償還）の複利回り：日本証券業協会売買参考統計値）、配当率0.00%、当社に付された取得条項、割当予定先への行使請求条件等を参考に公正価値評価を実施した結果を得ております。

本新株予約権の評価に当たって、割当先の権利行使については、権利行使期間5年間の間いつでも可能であり、従って買入消却が行われない限り、株価が行使価額を超える場合にはいつでも行使可能であり、株価が権利行使価額を上回る場合、随時権利行使し、取得した株式を売却するものと仮定しております。

また、本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価格×110%（新規発行コスト）+本新株予約権発行価額よりも高くなる場合は、取得条項を発動するとの前提を置いています。なお取得条項を発動する場合、当社は当社取締役会の決議により、発行から5ヶ月経過後はいつでも、20営業日前までの通知で発行価額の2倍の価格での取得が可能としております。

取得条項の発動タイミングとして、株価が行使価格×110%（新規発行コスト）+本新株予約権発行価額よりも高くなる場合との前提を置いた理由としては、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的である為です。

今回の算定に当たり、取得条項の発動を前提とした理由としては、取得条項が無い場合、より有利な代替資金調達方法を採用することが出来なくなり、既存株主の権利を毀損することになり、今回の算定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達方法を確保するという既存株主保護の観点を加味しており、合理性と妥当性があると判断しております。

また行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断した結果、前述の新株式発行価額と同額としております。

新株式の発行価額については、本新株発行に係る取締役会決議日の直近日の終値(平成24年4月5日)の証券会員制法人札幌証券取引所アンビシャス市場における普通取引の終値に、0.9を乗じて1株5,697円に決定いたしました。発行価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、発行価額の取締役会決議日の前営業日である平成24年4月6日までの1ヶ月間の当社市場取引株価終値出来高加重平均値6,658円に対する乖離率は14.4%、平成24年4月6日までの3か月間の当社市場取引株価終値出来高加重平均値6,446円に対する乖離率は11.6%、平成24年4月6日までの6か月間の当社市場取引株価終値出来高加重平均値6,589円に対する乖離率は13.5%、となっております。

発行価額の算定方法について、取締役会決議日の直近日の終値を参考に発行価額を5,697円としたしたのは、当社の業績は損失が続き、その結果純資産、資金が減少傾向、上述の過去の特定期間における終値平均値の乖離率も踏まえた結果、必ずしも直近の当社株式の価値をより公正に反映しているとは判断し難いことを考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、直前取引日終値を参考とすることが過去の平均株価を基準とするより公正妥当であると判断したことによるものであります。

なおディスカウント率（10.0%）については、日本証券業協会「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）を参考にしつつ、当社の株価が業績の低迷に伴い低下傾向であることから割当先が負う株価の下落リスクがあること、及び割当先の長期保有目的による短期売却での経済的利益享受の可能性が低く、また、継続企業の前提に重要な疑義が生じている現在の状況を踏まえた当社の信用リスクを鑑み、本割当先との交渉のうえ決定しております。

なお、直近の平成24年3月期第3四半期累計期間までの損益状況及び資金繰りの状況も考慮すると、当社の信用リスクを織り込んだディスカウント率は当該ディスカウント率（10.0%）以上となることも考えられますが、既存株主の利益を十分考慮し今回の決定に至っております。

これらにより、当社といたしましては本新株発行価額及び本新株予約権払込金額は会社法第199条第3項及び第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。なお、当社監査役会より、新株式の発行価額及び新株予約権の行使価額については、当社の株価推移を鑑み直前日の株価が最も良く当社の価値を反映している点、当社の業績、純資産、資金の動向から勘案される株価下落のリスク及び継続企業の前提に重要な疑義を有する信用リスクが存在する点、及び本割当先が長期保有方針を表明しており短期売却による経済的利益を享受できる可能性はない点により、本ディスカウントが合理的であること、また新株予約権の発行価額が前述の第三者機関の評価に基づき合理的に判断していることから、取締役会が有利発行に該当しないと判断したことについて、法令に違反する重大な事実は認められないとの意見書を入手しております。

(2)発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当増資により発行される株式11,122株（議決権数11,122個）の、平成24年4月6日の第三者割当増資前の議決権数9,139個に対する希薄化率は121.6%であり、新株予約権による11,120株（議決権数11,120個）を加えると243.3%であります。本件割当は、当社の資金収支の改善と財務基盤の安定化を目的としたものであり、今後の当社の上場継続にむけて財政面での安定性を確保しその基盤の上に収益性の改善と成長を図るための投資を行うため、また限られた調達先から選定した今回の割当予定先が本件割当の規模を希望していることも考慮し、当該規模の資金調達が望ましいと考えております。当社業績は回復しつつあるものの、本格的な回復には、なお時間を要する状況であり、公募増資や金融機関借入等の実行は難しく資金繰りの確保が急務であること、及び割当先は取得した株式を長期保有する方針で、売却による株価下落の恐れがないことに鑑みると、本件割当による資金調達は、既存株主の保有している株式の経済的価値を向上させるものであると判断しております。かかる目的に照らし、本件割当の募集規模は、合理的な水準にあると判断しております。

また、新株式発行と新株予約権の発行を組み合わせる本件割当のスキームについては、段階的に本割当先の持株比率を上昇させることが出来、当社並びに既存株主にとっても今回の大規模な割当による影響を緩和できるものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当により発行される本新株予約権が全て株式となった場合の潜在株式11,120株に係る議決権数11,120個は、平成23年12月31日現在における総議決権数9,139個に対する比率が121.67%、また、本件第三者割当により発行される本新株式11,122株に係る議決権数11,122個は、上記総議決権数9,139個に対する比率が121.69%となり、さらに、上記議決権数の合計22,242個は、上記総議決権数9,139個に対する比率が243.37%となり、希薄化率が25%以上となります。よって、本件第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式 数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決権数 の割合 (%)
FC2 Investment, LLC	101 Convention Center Dr., Seventh Floor Las Vegas, NV 89109	-	-	22,242	70.87
中岡 元志	東京都世田谷区	1,080	11.81	1,080	3.44
マイルストーン・キャピタル・ マネジメント(株)	東京都港区赤坂2丁目17番22号	994	10.87	994	3.16
間瀬場 敦	長野県安曇野市	699	7.64	699	2.22
西澤 岳志	東京都渋谷区	559	6.11	559	1.78
斉藤 毅	神奈川県川崎市中原区	528	5.77	528	1.68
デジタル・アドバイジング・ コンソーシアム(株)	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号	400	4.37	400	1.27
吉川直樹	奈良県生駒郡斑鳩町	297	3.24	297	0.94
栗巢 眞和	奈良県北葛城郡広陵町	282	3.08	282	0.89
(株)サイバーエージェント	東京都渋谷区道玄坂1丁目14番6号	240	2.62	240	0.76
岩田 利彦	東京都中央区	240	2.62	240	0.76
(株)Donuts	東京都新宿区高田馬場2丁目7番11号	240	2.62	240	0.76
計	-	5,559	60.82	27,801	88.59

(注) 1. 平成23年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の発行済株式総数に、平成24年4月9日提出の有価証券届出書における新株式発行数及び本新株予約権が全て行使された場合の株式の総数を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

当社は平成22年5月に、業績改善を積極的に進め、自由で迅速な意思決定を可能とすることを目的とし、親会社であったSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社より同社が保有していた当社株式を公開買付により買い取ることで独立いたしました。これにより88百万円の資金を使用し、また親会社からの経営面での支援を失う事となりました。更に営業利益、及びキャッシュ・フローにおいても平成19年3月期より平成23年3月期まで5期連続してマイナスとなっており、継続企業の前提に重要な疑義が生じている状況であります。

当社は、この状況を改善すべく、アフィリエイト広告以外の広告分野へ事業展開を進めるため、平成21年11月よりモバイル・スマートフォンアドネットワーク「Maist（マイスト）」を開始しており、今後拡大が期待されるスマートフォン分野への進出等、成長市場での事業展開を行っております。さらに当事業年度におけるSAP（1）事業を初めとする不採算事業からの撤退等、選択と集中の徹底、その他継続した業務効率化による人件費の削減、諸経費の抜本的な見直しを行い、固定費を大幅に減少させております。現在これら業績改善のための施策が効果を表し始め、直近の第12期（平成24年3月期）第3四半期累計期間における営業損益（39百万円の営業損失、前年同期比46百万円損失減）は対前年比で大幅に改善しておりますが、昨今のモバイル広告業界の事業環境の変化は著しく、資金流出を完全に止め、安定的な収益を得るまでにはさらに一定の時間が必要な状況であります。そこで、今後の運転資金、及びスマートフォン向け広告収益拡大のためのソフトウェア開発を始めとする、当社が成長をしていく上で必要となる投資資金が十分に捻出できない可能性が出ており、これらの為の資金調達が喫緊の課題となっております。

さらに当社は、平成21年1月20日に開示した株式会社モバイル・アフィリエイトとの合併により、証券会員制法人札幌証券取引所より「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」の指定を受けており、その猶予期間は平成21年4月1日から平成25年3月31日までとなっております。今後、当社は新規上場に準じた取引所の審査を通過する必要があり、同審査におい

ては当社の将来に渡る継続性も重視されるため、審査を通過し上場を継続していくためには当社資金の確保と収益性の改善により継続企業の前提の疑義についても解消する必要があり、そのためにも資金調達が望ましい状況でもありました。

また、当社は直近の第12期（平成24年3月期）第3四半期累計期間において、41百万円の営業赤字（39百万円の四半期純損失）を計上しており、それに伴う純資産の減少（第12期第3四半期累計期間末残高38,161千円、対前事業年度比 32%）及び自己資本比率の低下（対前事業年度比 13%）と、今後の債務超過のリスクを未然に防ぐためにも、早急な自己資本の回復及び充実が必要な状況となっております。

さらに、当社は平成23年2月に、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする、第三者割当による新株予約権の発行を行っておりますが、当社株式の流動性不足及び昨今の株価の低迷もあり行使が進んでいない状況であります。

但し、当社業績は回復しつつあるものの、本格的な回復にはなお時間を要する状況であり、公募増資や金融機関借入等の実行は難しく、調達方法は第三者割当に限られております。

また、当社といたしましては、限られた調達先から選定した今回の割当予定先が本件割当の規模を希望しており、これにより大規模な株式の希薄化による既存株主持分割合への影響、及び支配株主の出現を招きますが、新株式の払込金により喫緊の課題である資金繰りの改善、及び自己資本の充実により債務超過となるリスクを回避し、借入金の返済による資本構成の改善を図り、新株予約権の行使による払込金により段階的に、長期的な成長の為の投資及び今後の運転資金への充当とすることによって、今後の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、既存株主をはじめステークホルダーのメリットが、デメリットを大幅に上回るものと考えております。

なお、新株式発行と新株予約権の発行を組み合わせる本件割当のスキームについては、段階的に本割当先の持株比率を上昇させることが出来、当社並びに既存株主にとっても今回の大規模な割当による影響を緩和できるメリットを有するものと考えており、資金調達面においても、新株式発行に係る調達額を今後3ヵ月間の仕入債務及び人件費その他経費への支払、または借入金の支払資金の原資とし、新株予約権における調達額を今後のシステム投資及び運転資金へと段階的に使用するという当社の資金需要とも合致しております。

また、当社は既存株主に影響が生じることに鑑みて株主総会の開催も検討致しましたが、上述のとおり既存株主へのメリットがデメリットを大幅に上回ると判断した点、及び一部役員報酬等の支払を遅らせている現状の当社資金需要の緊急性を考慮し第三者委員会の意見を入手する方法を選択致しました。そこで、本件割当における必要性及び相当性に関する客観的視点からの意見を入手するため、一般株主保護のために経営者から一定程度独立した者として札幌証券取引所が規定する要件を満たす独立役員である社外監査役3名（森俊昭氏、山田倬三氏、金田一喜代美氏、以下「社外監査役」）に対して、本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見の表明を依頼いたしました。

当社は、社外監査役に対して、本件割当について、その目的及び理由、資金調達の額・使途及び支出予定時期、資金使途の合理性、他の資金調達方法の可能性及びそれとの比較、発行条件の合理性、割当先の選定理由、既存株主に対する影響、業績に与える影響、その他必要事項を説明し、また社外監査役からの質問に対し詳細な回答を行いました。

社外監査役からは平成24年3月19日に当社の取締役会に対して、当社の支払の一部を繰り延べている点及び将来の成長のための投資も最小限にとどめている点により資金調達が急務であること、銀行融資や公募による他の調達は困難であり調達手段は第三者割当に限られること、本割当予定先の100%出資者である高橋理洋氏が別途出資する米国法人FC2, inc.との事業上のシナジーを有する先であること及び本件割当を実施して得られる既存株主のメリットを勘案すれば本件割当を選択することは相当である旨の意見書が提出されております。

（ 1 ）SAP（ソーシャルアプリケーションプロバイダー）とは、

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上で提供される、会員同士のコミュニケーション（協力、競争）を重視したゲームを運営する事業者の総称

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第11期）及び四半期報告書（第12期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（平成24年4月9日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年4月9日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期）提出日（平成23年6月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年4月9日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成23年6月24日提出）

1 提出理由

平成23年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

大林浩氏、桐生直裕氏、大崎隆氏、堀内知之氏、富田賢氏を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

金田一喜代美氏を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 取締役5名選任の件					
大林浩	4,777	588	-	(注)	可決 89.04
桐生直裕	4,777	588	-		可決 89.04
大崎隆	4,777	588	-		可決 89.04
堀内知之	4,777	588	-		可決 89.04
富田賢	4,776	589	-		可決 89.02
第2号議案 監査役1名選任の件				(注)	
金田一喜代美	5,353	28	-		可決 99.48

(注) 議決権行使をすることができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月17日

株式会社 S E メディアパートナーズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 山 憲 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 S E メディアパートナーズの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S E メディアパートナーズの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において営業損失104,500千円を計上し、連続して営業損失を計上している。また、不採算事業の事業撤退損81,842千円を特別損失として計上したことにより当期純損失204,129千円を計上している。このことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月9日開催の臨時株主総会の決議に基づき、資本金の額350,000千円を250,000千円減少して100,000千円とし、減少する資本金の額250,000千円の全額をその他資本剰余金に振り替えている。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月9日開催の取締役会において、自己株式の取得及び自己株式の公開買付を決議している。また、自己株式の公開買付の結果、買付代金の決済完了日である平成22年5月20日をもってSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社は親会社に該当しないこととなった。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社SEメディアパートナーズの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社SEメディアパートナーズが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月24日

アキナジスタ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 山 憲 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアキナジスタ株式会社（旧会社名 株式会社S Eメディアパートナーズ）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アキナジスタ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、売上高が大幅に減少した結果、営業損失95,928千円を計上し連続して営業損失を計上している。また、重要なマイナスの営業キャッシュ・フロー113,253千円を計上したこと及び自己株式の公開買付けにより多額の支出を行ったことにより、資金残高が大きく減少している。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アキナジスタ株式会社（旧会社名 株式会社SEメディアパートナーズ）の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アキナジスタ株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月13日

アキナジスタ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村山 憲二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪寺 信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアキナジスタ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アキナジスタ株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、売上高が大幅に減少した結果、連続して営業損失を計上した。また、重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したこと及び自己株式の公開買付けにより多額の資金支出を行ったことにより、資金残高が大きく減少した。当第3四半期累計期間においても営業損失を計上している。このことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。